

Information Box

お知らせ

「入学通知書」を送付しました

令和4年4月に、小・中学校へ入学するお子さんの保護者の皆さんへ、1月下旬に「入学通知書」をお届けしました。「入学通知書」は、必ず保管し入学式に学校へお持ちください。

次のいずれかに該当する方は教育委員会に連絡後、変更や訂正がある場合は入学通知書を持参し、手続きをしてください。

- 住所や氏名など記載事項に誤りがある場合
- 国立・私立など、指定された学校以外の学校に入学する場合
- 既に住所を変更した場合、または入学日までに住所を変更する場合
- 入学通知書が届かない場合
※入学に関するご相談がある場合は学校または教育委員会にご連絡ください。

問羽島郡二町教育委員会
学校教育課 ☎245-1133

家畜や家きんを飼育している皆さんへ

法律により、2月1日時点での飼育状況を県へ報告することが義務付けられています(ペット含む)。詳しくは岐阜県中央家畜保健衛生所へお問合せください。

報告期限

家畜(牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、イノシシ):4月15日
家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥):6月15日
問岐阜県中央家畜保健衛生所
防疫係 ☎201-0530

(2月末まで)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の申請受付期限は、令和4年2月28日までです。下記の条件に該当する方で、まだ申請をされていない方は期限までにご申請ください。

詳しくは、町ホームページでご確認ください。

支給対象者

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(令和4年2月末までに出生した子を含む。障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、住民税非課税または令和3年1月1日以降収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支給額 対象児童1人につき5万円

問福祉子ども課 ☎388-1116

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して、1世帯当たり10万円を支給します。下記の「確認書・申請が必要な方」はお早めに提出をお願いします。

詳しくは、町ホームページでご確認ください。

支給対象世帯 ①令和3年12月10日時点で、世帯全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯
②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

確認書・申請が必要な方

- ①の世帯の方は「確認書」を提出してください。(町から対象世帯に送付します。)
- ②の世帯の方は「申請書」を提出してください。(町ホームページをご覧ください。)

支給額 1世帯につき10万円

支給方法 申請受付後、随時口座に振込みます。

申請期限 ①の世帯の方は5月6日 ②の世帯の方は9月30日

問福祉子ども課 ☎388-1116

石綿による疾病の補償・救済

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

厚生労働省では、毎年、石綿関連疾患認定事業場名などを公表しています。この事業場で過去に就労し、中皮腫や肺がんなどを発症、または亡くなられた場合、労災保険給付などの対象となる可能性がありますので、お気軽に労働基準監督署に相談してください。

問岐阜労働基準監督署 労災課 ☎247-2370